

発達障がい者支援施策に係る平成 27 年度当初予算案（拡充項目）〔福祉局〕

本市では、発達障がいのある方への支援の充実を図る中、平成 25 年度から発達障がい児専門療育機関を設置し、早期支援に取り組んできた。乳幼児発達相談体制をあわせて強化したことにより、早期発見が進み、専門療育機関へのニーズが一層高まっている。

また、発達障がいのある方等への就労支援についても、地域障がい者就業・生活支援センターへの相談件数が年々増加している状況にある。

このようなニーズに対応するため、次の項目について、支援体制を強化し、発達障がいのある方等およびその家族の方への支援の充実に取り組む。

【平成 27 年度当初予算案 5,900 万円】

① 発達障がい児早期支援体制の強化

発達障がい（広汎性発達障がい等）の診断を受けた児童とその保護者を対象に個別的・専門的療育を行う発達障がい児専門療育機関（既設 4 か所：淀川区、平野区、天王寺区、西区）を 2 か所増設し、発達障がい児への早期支援体制を強化する。

（発達障がい児専門療育機関：4 か所定員 200 名 ⇒ 6 か所定員 280 名）

② 発達障がい者就労支援体制の強化

大阪市内にある 6 つの地域障がい者就業・生活支援センターの就労支援員を 2 名から 3 名体制に強化することにより、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい支援を行う。

（各地域障がい者就業・生活支援センター就労支援員：2 名 ⇒ 3 名
計 6 名の増員）